

## 報道資料

### 向精神薬を偽造処方せんにより詐取した事件について

平成24年6月18日  
奈良県薬務課 谷、吉田  
直通0742-27-8664  
内線3174、3175

本年4月24日、カラーコピーにより偽造された複数の向精神薬処方せんが、奈良市内の薬局に持ち込まれ、向精神薬を不正入手される事件が発覚しました。

近畿厚生局麻薬取締部及び当課において捜査を行い一連の犯罪事実を立証したので、この被疑者を本日、麻薬及び向精神薬取締法第72条第4号（向精神薬処方せん偽造）の疑いで奈良地方検察庁に書類送致しました。

なお、県は4月26日付で県薬剤師会に対し、注意喚起に係る通知を發出し、さらに本日、県薬剤師会、県医師会等の医療関係団体に対し、再発防止に係る通知を發出したのでお知らせします。

#### 1. 概要

4月24日、奈良市内の薬局から、提出された処方せんがカラーコピーだったことに気づき、当課に報告があった。確認したところカラーコピーであることが判明し、捜査したところ、3つの医療機関から発行された処方せんを偽造し、今年2月13日から5月8日の間に、16薬局（奈良市内9、大和郡山市内2、京都府内2、大阪府内3）で28枚使用し、不正に入手されていた。

処方された薬剤は、ベンザリン錠とアモバン錠（一部同薬効含む。）で、不正に入手された薬剤量は、各々744錠ずつ。

被疑者 奈良市内在住学生

被疑者は、若い頃からうつ病からくる不眠症に悩まされていたが、そのうち1つの医療機関から処方される量では足りなくなり、処方せんをコピーして不正に薬を入手するに至った。

ベンザリン錠 成分名：ニトラゼパム 第3種向精神薬 睡眠誘導剤、抗痙攣剤  
アモバン錠 成分名：ゾピクロン 睡眠障害改善剤

#### 2. 県の対応

- ① 4月26日付で県薬剤師会に対し、注意喚起に係る通知を發出した。
- ② 本日付で県薬剤師会、県医師会等の医療関係団体に対し、再発防止に係る通知を發出した。
- ③ 今後、県薬務課、県薬剤師会連名で偽造処方せん防止のチラシを作成予定。

#### 参考事項 <麻薬及び向精神薬取締法抜粋>

第七十二条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(略)

四 向精神薬処方せんを偽造し、又は変造した者

(略)